

平成23年度第12回庁議 会議録

[日 時] 平成24年2月17日（金） 午前9時～午前10時40分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

※会派説明報告（企画部）

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

(3) 平成24年度施政方針（案）について (企画部)

3 連絡事項

(1) 平成24年度定員管理計画について (総務部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

市議会定例会が2月27日に開会予定です。

会派説明も今週の月曜日から始まり昨日木曜日に終了いたしました。その内容等について十分に対応をお願いします。更に一般質問、質疑、予算特別委員会など様々な質問が予想されますので事前に準備など遺漏のない対応をお願いいたします。

2 議事

(1) 市議会臨時会及び定例会提出議案について

<市長> それでは、議事に入ります。

「市議会定例会提出議案について」ですが、まず、会派説明の報告を、企画部からお願いします。

<企画部長>

今回の会派説明は、2月13日から5項目について行っておりますが、概要については、1件目の24年度当初予算及び23年度3月補正予算につきましては、「羊蹄丸一般公開事業費」の経費の内訳、曳航費用や解体費用などで実行委員会に多額に支出が必要だとしたら、新居浜市はどういった対応をするのか、また、一般公開後のシップリサイクルはどうなっているのか。「救急医療体制維持確保検討事業費」については具体的にどういったことをするのか。「大島待合所改築事業」はどのような整備をするのか、「休日夜間保育対策費」について保育需要があればもう1か所増やすこともあるのか、「障害者虐待防止センター運営事業費」について委託はどこになるのか、「都市公園整備事業」の用地費の内訳と設計はもうできているのか、「別子山地区飲料水供給施設整備事業」について24年度に3給水区にまとまるのは現在の33給水区のうちのいくつか、「銅夢有効活用プラン提案事業費」では活用についてどこまでの考えをもっているのか、「公民館施設環境整備事業」について神郷公民館の駐車場について学習館の跡地は駐車場として検討対象となったのか、垣生・神郷学習館を撤去した後はどうするのか、「公売推進費」で徴収できる滞納額はいくらになるのか。「補助金」について公募をする意味があるのか、「土地開発基金」を減らす目的は何か、「駅周辺整備事業」の駐輪場整備工事だが、放置自転車の問題もありどこかへ委託して毎年赤字を出すことになってくるのだろうかと思う、どう考えているのかといった質問が出されました。

次に総合文化施設の建設につきまして、マイントピア別子の見直しの中で今回の施設との連携の話を聞いたが、具体的にどのような連携を考えているのか。

財源について国費には震災以降復興のための予算が大幅に必要となることから想定より大幅に減額となる可能性があるのではないか。

市民説明会で出た意見などについて今後の設計に反映していくのか。

交流サロンについて屋外ステージも含めどういったイメージになるのか。

施設の管理運営費についてはどのような算出をしたのか。

美術館を含め来館者数はどのくらい想定しているのか。

屋上緑化や太陽光パネルについて、コスト等電気代の比較をしたことはあるのか。といった質問が出されました。

3件目、新居浜市高齢者福祉計画2012・介護保険事業計画（案）につきましては、

計画の中で介護している人の報酬を上げる内容はどこかにあるのか。

第5期の保険料のアップはどういう要因が一番大きいのか。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の利用料金と現在の要望はどのくらいあるのか、2つのサービスの違いについて。

保険料の所得段階が7段階から8段階になるが国全体で行ったのか。

収入額が80万円以下の方の保険料を基準額の0.3や0.4にすることはできるのか。

介護度が下がった場合、この計画の中に報償等は作ったのか。

事業所に査察に入って営業に問題があった件数は1年間に何件あるのか。適正給付の中で明らかに問題があった時にどうするのか、何らかのペナルティーができるかどうかをこの計画の中で考えているのか。といった質問などがありました。

4件目、都市計画税の課税区域の変更につきましては、

課税区域が拡大された場合、税額でどのくらいの増収になるのか。

課税区域の拡大によって25年度以降課税対象となる世帯数はどれくらいか、課税税率はいくらか。

土地の評価額は全体的に下がっているようだが、上がっている地点はないのか。

認可区域に新たに都市計画税を課税する場合、下水道工事の工事期限はないのか。

認可区域から外れても下水道に接続する場合はどのように対応整理するのか。といった質問が出されました。

5件目の第6次排水区における下水道受益者負担金につきましては、

今回の受益者負担金は都市計画税の課税区域の拡大と関連しているのか。

受益者負担金はいつから賦課されて賦課は何回されるのか。

他市の単位負担金額についてそれぞれ各市の普及率は影響しているのか。

今回の末端管渠整備費は次回の排水区の算定でも変わらないのか、整備費や排水区域面積で単位負担金額が変わってくるのではないのか。といった質問や延滞金の発生についての説明を求められました。以上が会派説明の概要です。

<市長> ただ今の説明について、ご質問等ございませんか。

(質問なし)

<市長> 続きまして、議案に沿って説明をお願いします。総務部からお願いします。

<総務部長> 総務部から報告1件、議案4件及び追加予定の人事案件について説明します。

まず、報告第1号「専決処分の報告」について、議案書の1ページ及び2ページをお目通しください。本件は、「損害賠償の額の決定について」でございまして、平成24年1月25日午後3時40分頃、大生院764

番地の13地先路上において、公務のため移動中の公用車が、進行方向を転換するため後進した際、相手方車庫の雨どいに接触し、破損させた事故に係る損害賠償の額を決定し、平成24年2月10日、専決処分をいたしましたので、報告するものです。損害賠償の額につきましては、当事者との協議及び日本興亜損害保険株式会社の査定によりまして、雨どいの修繕に要する費用、「9,240円」と決定いたしましたものです。なお、損害賠償の額につきましては、全額、日本興亜損害保険株式会社から、一般自動車総合保険により、支払われる予定となっております。

次に、議案第2号「工事委託協定の変更」について、議案書の34ページをお開きください。本工事は「新居浜市公共下水道新居浜市下水処理場の改築工事（その10）」で、平成23年度、平成24年度の2か年の継続事業で雨水沈砂池設備を更新するもので、平成23年6月の第4回市議会定例会での議決を経て、委託金額3億7,700万円で協定を締結し、着工したものです。今回の協定の変更は、競争入札の結果、入札減少金が生じたことによるもので、委託金額を3,700万円減額し、3億4,000万円に変更しようとするものです。

次に、議案第5号「新居浜市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の制定について 議案書の38ページから40ページまでをお目通しください。改正の内容は、特別職の職員のうち市長及び副市長の給料月額については、新居浜市特別職報酬等審議会の答申に基づき改定するとともに、これらの改定に準じて他の特別職の職員及び教育長の給料月額等の額を、それぞれ平成24年4月1日から0.26%引き下げようとするものです。なお、この条例は、平成24年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第6号「新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」の制定について議案書の41ページ、42ページをお目通しください。今回の改正は、昨年12月に「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行及び「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」の公布による「地方税法」の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。まず、「臨時特例法」の内容につきましては、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間の臨時措置として個人市民税の均等割の標準税率、年額3,000円に500円を加算する、地方税法の特例を定めるものです。次に、「地方税法」の一部改正について1点目は、平成25年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金

額を控除する措置を廃止する。もう一点は、市たばこ税の改正です。この改正は、法人実効税率の引き下げにより、県及び市の法人住民税が減収となることの措置で、県と市の増減収を調整するため、旧3級品以外の製造たばこ1,000本当たり644円、旧3級品たばこ1,000本当たり305円が、それぞれ県たばこ税から市たばこ税に移譲されるため、条例を改正するものです。以上改正による税収への影響は個人市民税の均等割で、平成26年度約2,500万円の増、退職所得に係る特例の廃止で、平成25年度約400万の増、たばこ税で、平成25年度約9,500万円の増を見込んでおります。なお、この条例中、臨時増税に関する部分につきましては、公布の日から、退職所得の分離課税に係る特例の廃止に関する部分につきましては、平成25年1月1日から、市たばこ税に関する部分につきましては、平成25年4月1日から、それぞれ施行したいと考えております。

次に、議案第7号「新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例」の制定について 議案書の43ページ、44ページをお目通しください。地方税法第702条第1項の規定に基づく本市の都市計画税は、平成16年の線引き廃止に伴い、課税対象を都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内に所在する土地又は家屋の所有者に課税しております。しかしながら、都市計画事業の一部であります公共下水道事業の計画区域拡張に伴い、都市計画税が課税されていない用途地域外における公共下水道事業にも都市計画税が投入されることとなり、税負担の公平性が損なわれる状況になっております。本議案は、その解消を行うため、下水道法第4条第1項の規定により定められる事業計画に定められた予定処理区域に所在する土地及び家屋を、新たに課税対象に加えるものです。今回の改正により、約1億6千万円の税収増が見込まれます。なお、この条例は平成25年1月1日から施行し、改正後の条例の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用したいと考えております。

次に、追加予定の人事議案4件について まず、新居浜市固定資産評価審査委員会の委員の選任については、新居浜市固定資産評価審査委員会の委員宇都宮正俊氏は、平成24年4月1日をもって任期が満了するので、新たに委員の選任を必要とするため、議会の同意を求めるものです。次に、新居浜市教育委員会の委員の任命については、新居浜市教育委員会の委員阿部義澄氏は、平成24年3月31日をもって任期が満了するので、新たに委員の任命を必要とするため、議会の同意を求めるものです。次に、新居浜市公平委員会の委員の選任については、新居浜市公平委員会の委員嶋田祐二氏は、平成24年3月31日をもって辞任するため、新たに委員の選任を必要とするため、議会の同意を求めるものです。次に、新居浜港務局の監事の任命については、新居浜港務局の監事本田國廣氏は、平成24

年3月31日をもって辞任するため、新たに監事の任命を必要とするため、議会の同意を求めるものです。

<市長> 続きまして建設部お願いします。

<総務部長> 建設部からは、まず議案第1号市道路線の認定及び廃止についてでございます。議案書の3ページから33ページをご覧ください。今回認定しようとする路線は29路線でございます。そのうち路線番号251号、258号、703号、723号、738号、740号、744号は道路建設事業による起終点の変更に伴い、いったん廃止し変更して新たに認定するものでございます。1037号から1051号までの15路線は開発道路で寄付を受けたもので1052号は市道上郷上東田線から平尾墓園までを新たに市道として認定しようとするものでございます。また、1053号から1058号までは道路建設事業に伴うものでございます。なお、今回の市道路線の認定により認定路線数は1058路線、総延長は520キロメートルになります。

次に議案第9号新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてですが、議案書の47ページから50ページをご覧ください。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、公営住宅法の一部が改正され、これまで法律等に定められておりました市営住宅及び共同施設の整備基準並びに入居収入基準が、それぞれ条例に委任されるとともに、入居者資格のうち、同居親族要件の廃止に関する事項が平成24年4月1日から施行されることとなっております。本議案は、これらの改正のうち、同居親族要件の廃止につきましては、現在の本市における世帯向け住宅の入居倍率が過去3年平均で5倍以上という状況を踏まえ、当該同居親族要件を今後も維持するとともに、一定の要件を満たす老人等につきましては、これまでと同様に単身入居を認めるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。改正の主な内容といたしましては、まず、入居者の資格を定めております第6条第1項第1号の同居親族要件につきましては、改正を行わず、これを維持することといたしております。次に、単身入居を認めております老人等の要件につきましては、これまで条例中に公営住宅法施行令の規定を引用しておりましたが、今回の公営住宅法の一部改正に併せて、当該政令の規定が削除されたことに伴い、新たに第6条第2項に直接規定するものでございます。また、単身入居資格に該当するか否かの調査権限に関する規定につきましても、政令から削除されましたことから、同条第3項に直接規定いたしております。次に、附則に1項を加える改正につきましては、平成17年に政令の一部が改正され、老人等の要件のうち、年

齢に係る要件が50歳以上から60歳以上に引き上げられた際に、当該改正政令の経過措置として規定されておりましたものを、先に述べましたとおり老人等の要件が今回の改正により政令から削除されたことに伴い、当該経過措置を条例の制定附則に直接規定し、平成24年4月1日前に56歳以上である者については、これまでどおり単身入居を認めるものでございます。次に、第17条第1項の改正につきましては、現在懸案となっております市営住宅の世襲化、私物化に対応するため、入居の承継基準の詳細を規則に委任することとし、当該基準の厳格化を行うものでございまして、今後の市営住宅の管理について一層の適正化を図るものでございます。なお、この条例は、平成24年4月1日から施行したいと考えておりますが、市営住宅及び共同施設の整備基準並びに入居収入基準の条例化につきましては、愛媛県の動向を踏まえ、庁内での検討を行い、経過措置の期限であります平成25年3月31日までにを行う予定でございます。

次に、議案第20号新居浜市都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議案書の77ページから80ページをご覧ください。本議案は、平成24年度に予定されております土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせに伴い、施工誤差や小宅地対策等によって生じた清算金が確定いたしますが、その交付及び徴収事務を円滑に行うことができますよう、条例を改正しようとするものでございます。改正の内容についてでございますが、まず、第24条を全部改正いたしております。交付清算金の交付方法は一括払いとすることを予定しておりますため、特段条例に規定を置く必要のある事項がございませんことから係る規定を条例から削除するとともに、徴収清算金につきましては、その分割徴収に当たり必要となる事項につきましては、土地区画整理法施行令第61条第3項の規定により、施行規程、すなわちこの条例において定める必要がございますため、所要の規定を加えようとするものでございます。詳しく申し上げますと、徴収清算金の総額が10万円以上の場合は分割徴収ができるものとし、その場合の分割金利は、金利方式は固定金利方式、元金の償還方法は半年賦元利均等償還、償還期間は5年以内、据置期間は無しという条件の普通地方長期資金の貸付利率又は6%のいずれか低い利率とすることを規定いたしております。そのほか、分割徴収する場合の、その完了すべき期限及びその分割の回数につきましては、新たに加えます別表と合わせまして、徴収清算金の総額の区分に応じて定めることなどを規定いたしております。次に、第25条の改正につきましては、徴収清算金に滞納があった場合の督促手数料を土地区画整理法施行規則第17条において定める額とし、その延滞金の割合については、新たに加えます附則第2項と合わせまして、当分の間、当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年5.375

パーセントの割合又は日本銀行法第15条第1項第1号の規定で定める商業手形の基準割引率に年4パーセントを加算した割合のいずれか低い割合とし、それ以降は、土地区画整理法第110条第4項で定める年10.75パーセントの割合とすることを規定しております。そのほか、延滞金の端数処理につきましては地方税法の例によりまして、延滞金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、その全額を徴収しないこと、延滞金の年当たりの割合については、閏年においても、365日当たりの割合で計算すること、特別の事由があると認めるときは、督促手数料及び延滞金の減免ができることをそれぞれ規定いたしております。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えております。

<市長> 次に消防本部お願いします。

<消防長 > 議案第8号「新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、ご説明いたします。議案書の45ページから46ページをお開きください。「危険物の規制に関する政令」等の一部が改正され、危険物を貯蔵する固定屋根式の屋外貯蔵タンクのうち、ガソリン等揮発性が高いものを貯蔵する際、その揮発の低減や品質保持等のためタンク内に浮き蓋を設けているタンクがございますが、近年、これと同形式のタンクにおいて、火災や地震等による浮き蓋の損傷、沈没等の事故が続いた状況を鑑みて、一定容量以上のものを「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」として定義するとともに、このタンクに係る安全対策の技術基準を設け、この設置等の際には、消防法に基づく許可を受けなくてはならない対象として追加されました。同時に「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等も改正され、「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」のうち、浮き蓋の構造が一枚板構造のものなど一部のタンクにおける設置許可申請等に対する審査が、同令における手数料を徴収する事務に追加されました。本議案は、こうした政令等の改正を踏まえ、本市におきましても、このタンクに係る設置許可申請等があった場合、その事務につき手数料を徴収することができるよう、条例に必要な事項を追加しようとするものでございます。改正の内容といたしましては、まず、別表第2第2項第2号エにおきまして、「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」の定義を行うとともに、通常の特定制外タンク貯蔵所から分離して、手数料の額を徴収することを規定しております。次に、同号オにおきまして「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を追加し、その貯蔵し、又は取り扱う危険物の貯蔵最大数量に応じて、この規定に基づき、手数料の額を決定することといたしております。最後に、同表第3項第2号

におきまして、「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」の浮き蓋を追加し、これに係る貯蔵所の変更許可申請につきましては、先述の同表第2項第2号オに基づき、この規定に掲げる危険物の貯蔵最大数量に応じ、それぞれに対応する額の2分の1の額を手数料の額とすることといたしております。なお、この条例は、平成24年4月1日から施行したいと考えております。次に議案第23号「新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、議案書の85ページ、86ページをご覧ください。危険物の規制に関する政令の一部が改正され、「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」が消防法上の第1類の危険物に追加されたことに伴い、新たに製造所等としての同法の許可を受けなくてはならない施設等が出てくることを踏まえ、同令において、同時に、これらの施設等が一定の基準に適合している場合に限り、同令による本来の基準に適合していなくても可とする等の経過措置が設けられました。本議案は、消防法に基づき本条例において規制している指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものに、この危険物の追加に伴い新たに該当することとなるものにつきまして、同令に準じて経過措置を講ずるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。改正の内容といたしましては、条例本則に規定されている内容が本来の規制でございませため、条例附則に4項を追加し、本則の特例として経過措置を規定しようとするものでございます。まず、附則第3項につきましては、条例第31条の2第2項第9号に定める基準、危険物を取り扱う配管に係る基準でございませが、危険物の追加に伴い、これに適合しないこととなるものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準につきまして、当該配管が妥当な強度及び構造を確保しており、かつ、その貯蔵又は取扱数量が、平成24年7月1日における危険物の指定数量から導かれる総量を超えない限りにおいて、当該規定に適合しなくても可とするものでございませ。次に、附則第4項につきましては、条例第31条の2第1項第16号イに定める基準、危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合の容器の表示に係る基準でございませが、危険物の追加に伴い、これに適合しないこととなるものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準につきまして、平成25年12月31日までの間は、当該規定に適合しなくても可とするものでございませ。次に、附則第5項につきましては、条例第31条の2第2項第1号から第8号まで等に定める基準、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の全てに共通する技術上の基準等でございませが、危険物の追加に伴い、これらに適合しないこととなるものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準につきまして、その貯蔵又は取扱数量が、平成24年7月1日における危険物の指定数量から導かれる総量を超えない限りにおいて、平成25年6月30日までの間は、当該規定に適合しなくてもそれぞれ可とするものでございませ。次

に、附則第6項につきましては、危険物の追加に伴い、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満、個人の住居については指定数量の2分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までに届け出なければならない旨、規定しております。なお、この条例は、平成24年7月1日から施行したいと考えております。

<市長> 続きますして福祉部お願いします。

<福祉部長> 議案第13号「新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定についてでございます。議案書の57ページ、58ページをお目通しください。本議案は、「所得税法」及び「児童福祉法」の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。まず、第4条の改正につきましては、これまで障害児の障害種別ごとに区分されておりました「児童福祉施設」が、児童福祉法の一部改正により「障害児入所施設」及び「児童発達支援センター」として、それぞれ再編、一元化されることに伴い、「用語」の整理を行おうとするものでございます。次に、附則に1項を加える改正につきましては、現在、この条例による医療費の助成は、所得税非課税者を対象としておりますが、平成22年度税制改正において「所得税法」の一部が改正され、年少扶養控除等が廃止されたことに伴い、従前のままであれば非課税でありましたところ、この法改正により所得税が課されることとなり、この医療費の助成を受けることができなくなる者が多数出てくることが想定されますため、県と歩調を合わせ、これらの者が本条例による医療費の助成を、当分の間受けることができるよう、「受給資格者の特例」を定めようとするものでございます。なお、この条例は、平成24年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第14号「新居浜市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例を廃止する条例」の制定についてでございます。議案書の59ページをお開きください。ねたきり老人等介護者慰労金支給事業は、寝たきり状態、重度の認知症といった、その介護の負担が大きい高齢者を在宅で介護している介護者に対して、慰労金を支給する事業でございます。これまで、「愛媛県在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業費補助金交付要綱」に基づく県の補助を受け、事業を実施してまいりましたが、愛媛県におきましては、この補助事業を今年度限りで廃止する予定となっております。本議案は、愛媛県の補助事業の廃止に伴い、「新居浜市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例」を廃止するものでございまして、今後の慰労金の支給につきましては、介護保険法に基づく地域支援事業の一環として実施する予定でございます。なお、この条例は、平成24年4月1日から施行したいと考え

ております。

次に、議案第15号「新居浜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定についてでございます。議案書の60ページをお目通しください。本議案は、市内の病院等において、国民健康保険法等に基づく住所地特例を適用される者が、この条例による医療費助成を受けられなくなることを防止するとともに、児童福祉法の一部改正に伴う用語の整理を行おうとするものでございます。改正の内容についてでございますが、現在、第3条の受給資格者から、他市町村の国民健康保険等の住所地特例適用者を除外しておりますが、他市町村におきましては、この医療費助成の受給資格を、それぞれの区域内に住所を持つことに限定しているところも存在し、そこからの本市への転入者につきましては、現行の規定のままですと、本市及び転入前の市町村双方の受給資格対象から除外されることとなりますことから、これを防止するため、市長が特に必要があると認める者を受給資格者とすることができる旨、同条第2項として追加し、本市において、助成を受けられない者が出ないように対応しようとするものでございます。次に、第4条第1項において助成対象外として規定されております「障害児施設医療」の用語が、児童福祉法の改正に伴い「障害児入所医療」に改められたことに伴い、条文整備を行おうとするものでございます。なお、この条例中第4条第1項の改正規定は平成24年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行したいと考えております。

次に、議案第16号「新居浜市立障害者支援施設設置及び管理条例」の制定についてでございます。議案書の61ページから66ページまでをお目通しください。平成17年11月7日、障害者自立支援法が公布され、平成18年4月1日から施行されております。この法律は、昭和45年に制定されました障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法など障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的として、必要な障害福祉サービスの給付その他の支援を行う施策の基本となる事項を定めたものでございます。本議案は、障害者自立支援法による知的障害者更生施設としての経過措置期間が平成24年3月31日に終了いたしますことから、従前の知的障害者福祉法に基づき制定しております新居浜市立知的障害者更生施設設置及び管理条例の全部を改正し、障害者自立支援法に規定する障害者支援施設としての設置及び管理に関し必要な事項を定めた新居浜市立障害者支援施設設置及び管理条例を制定しようとするものでございます。条例の内容といたしましては、第1条では設置目的、第2条では施設の名称と位置、第3条及び第4条では事業の内容及び定員、第5条では利用の基準、第6条では利用の手続、第7条では利用を制限する事項、第8条では使用料、第9条では使用料の還付についてそれぞれ定めております。次に、第10

条では、利用を終了したとき等には、原状回復の義務を課すこと、第11条では、施設を毀損したとき等には、損害を賠償することを定めております。次に、第12条から第14条までは、管理を指定管理者に行わせることができること、指定管理者が行う業務等について定め、第15条では、条例の施行に関し、必要な事項は規則へ委任することといたしております。なお、この条例は、平成24年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第17号「新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例」の制定についてでございます。議案書の67ページから69ページまでをお開きください。本議案は、介護保険法第117条の規定に基づき3年ごとに行う介護保険事業計画の見直しに伴い、今回、平成24年度から平成26年度までの第5期3年間の保険料率の改定を行おうとするものでございます。改正の内容といたしましては、まず、第5条第1項各号を全部改正しております。同項第1号から第4号までは従前と同様、根拠となる介護保険法施行令第39条第1項を準用してありまして、同項第1号及び第2号に掲げる方については「37,500円」、同項第3号に掲げる方については「56,200円」、同項第4号に掲げる方については「75,000円」とし、新条例第5条第1項第5号から第8号までの規定につきましては、同政令の規定を引用することといたしまして、同項第5号「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が190万円未満である方等」については「93,700円」、同項第6号「合計所得金額が190万円以上270万円未満である方等」については「112,500円」、同項第7号「合計所得金額が270万円以上350万円未満である方等」については「123,700円」、同項第8号「合計所得金額が350万円以上である方」については「131,200円」にそれぞれ改定し、これまでの7段階を8段階とすることによりまして、それぞれの負担能力に、より細やかに対応した保険料負担とするものでございます。このほか、平成24年度から平成26年度までの第5期の保険料率を設定するに当たり、「市町村民税が課税されている者がいる世帯に属するが、本人は非課税で、かつ、公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下である方」に対して保険料率が軽減できること等を内容とする介護保険法施行令の改正が昨年12月に公布され、本年4月1日から施行されます。これに伴い、本市におきましては、平成21年度から平成23年度までの第4期に引き続き、第4段階のこの条件に該当する方に対する保険料率の軽減を行うこととしました。その内容といたしましては、今回の改正附則第3項として規定し、第5条の規定にかかわらず、この条件に該当する方については保険料率「75,000円」を「63,700円」に軽減するというものです。なお、この条例は、平成24年4月1日から施行したいと考えております。

<市長> 続きまして企画部お願いします。

<企画部長>

企画部からは議案第10号と予算議案についてご説明いたします。議案書の51ページをご覧ください。まず、議案第10号「新居浜市 土地開発基金条例の一部を改正する条例」の制定につきましては、基金の額を定め、必要があるときは、基金に追加して積み立て、又はその一部を処分することができるよう規定の整備を行うものでございます。改正の内容につきましては、土地開発基金の有効活用を図るため、第2条第1項で基金の額を8億円と定め、第2項で必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立て、又はその一部を処分することができるよう、第3項で積立、又は処分が行われたときは、基金の額は、積立額相当額 増加し、又は処分量相当額 減少するよう、改めようとするものでございます。今回の改正によりまして、現在、現金、貸付金、土地の合計で20億7,694万9千円となっております土地開発基金のうち、8億円を超える額である12億7,695万円を一般会計に繰り入れることが可能となります。なお、この条例は、平成24年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第24号から議案第33号までの、平成24年度当初予算議案につきましては、平成24年度当初予算案の概要に沿って、一括して御説明いたします。

1ページを御覧ください。まず、予算規模でございますが、一般会計につきましては、470億745万2千円、対前年度比で、24億9,273万2千円、5.6%の増となっております。これは駅周辺整備事業、総合文化施設建設事業、公立保育所建設事業などの普通建設事業の増加によるものでございます。特別会計、企業会計を合わせました、全会計では848億7,714万2千円、対前年度比で38億8,983万円、4.8%の増となっております。

2ページをお開きください。歳入の主な項目についてでございます。まず、市税につきましては、市民税の内、個人市民税は、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止等により増加の見込みであり、法人市民税は、円高傾向や受注の減少などにより減少見込みとなっておりますが、全体では、前年度当初予算との対比で、2億3,234万9千円、3.5%の増額を見込んでおり、69億1,873万5千円といたしております。固定資産税につきましては、地価下落、家屋の評価替え等の影響を受け、5億45万2千円、5.5%の減額を見込み、86億6,348万2千円といたしております。市税全体では、前年度比1.6%の減の176億853万9千円といたしております。

3ページを御覧ください。地方交付税につきましては、基準財政収入額の増額による減額要素がある一方で、合併特例債などの公債費の増額や地方交付税から振り替える臨時財政対策債の減額などの増額要素などから、対前年度比で2億6,700万円、5%増の56億4,700万円を見込んでおります。

4ページをお開きください。市債につきましては、駅周辺整備事業債の増額などによって8億820万円の増、総合文化施設建設事業債の増加

によって10億178万円の増、臨時財政対策債が5億7,400万円の減、教育債が2億8,120万円減額したことなどによりまして、市債全体では、7億6,340万円、18.5%の増となる48億9,560万円を計上いたしております。平成24年度末の市債残高につきましては、一般会計では494億8,608万6千円で、平成23年度当初予算時の残高見込みよりも4億8,510万1千円、1.0%減少するものと見込んでおります。

5ページを御覧ください。歳出について人件費につきましては、共済費等の議員報酬の減や人勧の影響などにより、対前年度比5,109万2千円、0.6%減の78億6,954万7千円となっております。次に、扶助費につきましては、対前年度比242万3千円、0.1%減の99億7,448万1千円となっております。公債費につきましては、対前年度比4,705万8千円、0.8%の減の57億4,519万1千円でございます。次に、普通建設事業につきましては、総合文化施設建設事業や駅周辺整備事業、都市公園整備事業などにより、対前年度比26億8,630万2千円、48.9%増の81億7,607万3千円となっております。繰出金につきましては、介護保険事業繰出金の増加などで、対前年度比4.1%増の49億9,347万3千円でございます。6ページから57ページまでは主な事業について記載しておりますが、後ほどお目と申し上げます。

59ページを御覧ください。経費別予算について、まず、経常経費につきましては、対前年度比6億1,310万5千円、2.2%増の282億884万5千円、構成比は60.0%となっております。次に施策費につきましては、対前年度比8億2,965万5千円、7.3%減の105億6,955万4千円、構成比は22.5%となっております。主な事業といたしましては、「近藤勝也展開催費」、「あかがね工業博開催事業費」等の市制75周年を記念した各種事業、公売推進費、地域防災計画策定費、休日保育対策費、つどいの広場事業費、障がい者虐待防止センター運営事業費や環境基本計画推進費などがございます。次に、公共事業につきましては、対前年度比26億583万4千円、94.6%増の53億5,974万3千円、構成比は11.4%となっております。主な事業といたしましては、総合文化施設建設事業、駅周辺整備事業、都市公園整備事業、消防自動車整備事業などがございます。次に、単独事業費につきましては、対前年度比8,046万8千円、2.9%増の28億1,633万円、構成比は6.0%となっております。主な事業といたしましては、防災行政無線整備事業、公立保育所建設事業、別子山地区飲料水供給施設整備事業、普通財産取得事業などがございます。次に、災害復旧費につきましては、対前年度比2,298万円、76.6%増の5,298万円、構成比は0.1%となっております。主な事業といたしましては、耕地災害復旧費、過年道路橋りょう災害復旧費などがございます。特別会計につきましては、60ページに記載のとおり

ですので、後ほど、お目通しください。

次に、議案第36号から議案第43号までの平成23年度3月補正予算について御説明いたします。平成23年度3月補正予算案の概要をご覧ください。今回の補正予算は、一般会計では5億7,960万3千円の追加でございます。補正後の予算総額は、460億9,988万8千円となっております。2ページをお開きください。主な内容についてでございますが、まず公共事業の小・中学校耐震補強対策事業につきましては、国の3次補正に対応し、24年度当初計画で予定しておりました浮島、宮西小学校、南中学校の耐震補強工事及び角野小学校の耐震・大規模改修工事を前倒して実施するもので、事業費として、5億2,481万円と7,089万7千円をそれぞれ追加するものでございます。3ページを御覧ください。夜間照明施設整備事業につきましても、同じく国の補正予算に対応して、老朽化が進み、更新が必要となっている神郷小学校と若宮小学校のグランド夜間照明等を整備するもので、事業費4,255万3千円を追加するものでございます。公共事業につきましては、このほか工事費等の入札減少金を減額したことなどによりまして、全体では5億7,256万円の追加となっております。次に、施策事業ですが、生活路線維持運行対策費につきましては、補助対象となる路線バスの運行実績が確定いたしましたことから、補助金4,202万円を追加するものでございます。4ページをお開きください。消防資機材整備費につきましては、東日本大震災を教訓として、消防団の装備充実を促進するため、国の補正予算を活用し、備品（投光器）購入費121万円を追加するものでございます。施策事業費につきましては、このほか、事業費の過不足精算などによりまして、全体で699万4千円の追加でございます。次に、経常経費の公共施設整備基金積立金につきましては、公共施設の適切な機能の維持管理に必要な財源を確保するため、2億57,000円を積み立てるものでございます。経常経費につきましては、これらで1億5,330万円の追加でございます。単独事業費は、入札減少金などで1億4,125万1千円の減額、災害復旧費につきましては、1,200万円の減額となっております。5ページを御覧ください。事業を賄う財源につきましては一覧表のとおりでございます。今年度、法人市民税が見込みより増えておりますので、市税、4億円を追加しており、地方交付税の追加計上などもあり、財調繰入金は減額しております。特別会計の補正内容につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。財源補正や事業費の確定等による予算措置をするものでございます。以上です。

<市長> 次に教育委員会事務局お願いします。

<教育委員会事務局長> 議案第11号「新居浜市立公民館設置及び管理条例等の一部を改及び改正する条例の制定」について、議案書の52ページから54ページをお開きください。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により社会教育法、図書館法及び博物館法の一部が改正され、これまで法律にさだめられておりました、公民館運営審議会、図書館協議会及び博物館協議会の委員の委嘱及び任命の基準が削除されるとともに、委嘱及び任命の基準は文部科学省令で定める基準を参酌して、条例で定めるものとされました。本議案につきましては、法律の一部改正に伴い、公民館運営審議会等の委員の委嘱及び任命の基準等を定めようとするものでございます。まず、第1条新居浜市立公民館設置及び管理条例の一部改正につきましては、第4条第2項に「公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令」を参酌し、新たに委嘱の基準を定めるとともに、公民館運営審議会の委員の定数を15人以内から20人以内に改め、多様化する公民館事業の企画実施につなげようとするものでございます。また、同条第3項におきまして再任を妨げないことを明記しております。次に、第2条新居浜市立図書館設置及び管理条例の一部改正につきましては、第5条において新たに新居浜市立図書館協議会の設置、委員の定数、任命の基準及び任期を定めようとするものでございます。任命の基準につきましては、改正後の図書館法施行規則第12条を参酌するとともに、公募に応じていただいた市民の方の中から委員を選任することで、より幅広い意見を図書館運営に反映しようとするものでございます。次に第3条新居浜市立郷土美術館設置及び管理条例の一部改正につきましては、第18条第3項において、改正後の博物館法施行規則第18条を参酌し、郷土美術館協議会の委員の任命基準を定めようとするものでございます。なお、この条例は平成24年4月1日から施行したいと考えております。次に議案第12号「新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」について、議案書の55ページ、56ページですが、本議案は新居浜生涯学習センター神郷学習館、垣生学習館の廃止についてでございます。これらの施設につきましては昭和49年の建設後、神郷公民館、垣生公民館として活用され、両公民館の改築後は中央公民館分館、その後は生涯学習センター学習館として活用してまいりましたが、老朽化によりその維持管理が困難となりますことからこれらの施設を廃止しようとするものです。改正の内容といたしましては、条文中のこれらの施設に係る規定を削るものです。なお、この条例は平成24年4月1日から施

行したいと考えております。

<市長> 次に、環境部お願いします。

<環境部長> 環境部からは、議案第18号及び議案第21号の2件について、ご説明いたします。

まず、議案第18号「新居浜市ごみ処理施設等設置及び管理条例及び新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定についてでございます。議案書の70ページから72ページまでをお目通しください。市町村が設置する一般廃棄物処理施設における「技術管理者」の資格に関する基準につきましては、これまで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条第3項の規定に基づき、「環境省令で定める資格」とされておりましたが、昨年8月に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「第2次地域主権改革一括法」において、当該「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部が改正され、今後は、「環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格」に改められたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正の内容につきましては、それぞれの条例に「技術管理者の資格」といたしまして、新たに1条を追加するとともに、それに伴う必要な条文整備を行うものでございます。技術管理者の資格要件につきましては、現状において市の一般廃棄物処理施設の維持管理が適正に行われ、特段の課題が生じていないこと等の運用実績を踏まえるとともに、民間設置の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設における技術管理者の資格要件とのバランス等を総合的に勘案した結果、現行の「環境省令で定める資格」を変更することなく、本市の資格要件として条例に規定いたしております。また、第2条のごみ処理施設の位置の変更につきましては、ペットボトル梱包施設を除く、大半のごみ処理施設が移転を終えておりますことから、今回、改正しようとするものでございます。なお、この条例は、平成24年4月1日から施行し、第1条中新居浜市ごみ処理施設等設置及び管理条例第2条の改正規定は、公布の日から施行したいと考えております。

次に、議案第21号「新居浜市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてでございます。議案書の81ページから83ページまでをお目通しください。下水道事業受益者負担金制度につきましては、都市計画法第75条の規定に基づくものでございまして、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法につき

ましては、同条の規定により条例で定めることとなっております。本市におきましては、この条例を制定し、徴収いたしているところでございます。本議案は、都市計画事業として新たに認可を受ける排水区域において利益を受けることとなる土地の所有者等につきまして、その受益の限度において受益者負担金を徴収することとするとともに、受益者負担金に係る延滞金につきまして、市税の延滞金に係る軽減措置等に準じ、特例を適用できることとするものでございます。まず、受益者負担金を徴収する排水区域の追加についてでございます。本市におきましては、負担金の額の算定について排水区域ごとに定める方式を採っており、第4条の表に排水区域ごとの1㎡当たりの負担金の額を規定しております。本年度中の公共下水道の都市計画変更及び事業認可変更により、新たに事業認可を受ける北内町一丁目など240haの区域を、第6次排水区といたしまして、この排水区域における1㎡当たりの負担金の額を339円に設定し、第4条の表に、第6次排水区に係る規定を加えようとするものでございます。この負担金の単価につきましては、当該排水区域における末端管渠整備費相当額を排水区域面積240haで除した額に負担率5分の1を乗じて得た額といたしております。次に、受益者負担金に係る延滞金の軽減措置の導入についてでございます。第12条におきまして、受益者負担金の延滞金につきまして、年14.5パーセントの割合で計算し、徴収することを規定しておりますが、これに対し、市税をはじめとする他の強制徴収債権につきましては、延滞金割合を一定期間軽減する等の特例措置が採られております。税以外の公債権にかかる延滞金の徴収につきましても、地方税法に準じた取り扱いが適切である、とされておりますことや、近年の社会経済情勢を鑑み、その割合につきまして、市税に係る延滞金と同様、納付期限の翌日から1か月を経過する日までの期間につきましては、本来の割合の半分であります、年7.25パーセントとする特例を第12条に追加し、負担軽減を図ろうとするものでございます。さらに、附則に1項を追加し、この年7.25パーセントの割合につきましては、当分の間、軽減することといたしております。このほか、同条に2項を追加いたしまして、延滞金計算における年当たりの割合を、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とすることや、天災地変による被害を受けた場合など、やむを得ない理由がある場合は、延滞金の減免を行うことができることを規定し、適切かつ円滑な徴収事務を図ることといたしております。なお、この条例中、受益者負担金を徴収する排水区域の追加に係る部分は、都市計画法の規定に基づく事業計画の変更認可に係る告示の日、または下水道法の規定に基づく事業計画の変更の認可の日のいずれか遅い日から施行し、それ以外の部分につきまして

は、公布の日から施行したいと考えております。また、改正後の第4条の表の規定は、施行日以後に賦課する受益者負担金について適用したいと考えております。

<市長> 経済部お願いします。

<経済部長> 工場立地法に基づく届出につきましては、製造業、電気・ガス・熱供給業者において、敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築面積が3,000平方メートル以上のいわゆる特定工場を新增設する場合等に、県に届出を義務付けるものでございますが、昨年の同法の一部改正によりまして、平成24年4月からこれらに係る関連事務が県から市へ移譲されることとなっております。また、緑地及び環境施設の面積率の基準につきましても、国の基準の範囲内において条例で定めることが可能となりますことから、今回、企業の設備投資及び企業立地の促進を図るため、条例を制定しようとするものでございます。条例の内容についてでございますが、工場立地法に基づく緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合につきましては、現在、国が定める基準及び愛媛県の条例によって、都市計画法上の工業地域及び工業専用地域は緑地が100分の10以上、環境施設が100分の15以上、それ以外の区域については、緑地が100分の20以上、環境施設が100分の25以上となっておりますところ、第3条において本市の独自基準を規定し、工業地域及び工業専用地域は緑地が100分の5以上、環境施設が100分の10以上、準工業地域等は緑地が100分の10以上、環境施設が100分の15以上とし、それ以外の地域については、緑地が100分の20以上、環境施設が100分の25以上と定めるものでございます。次に、第4条におきましては、特に周辺的生活環境に配慮した緑地及び環境施設の配置を行うよう企業の努力義務を定めております。次に、附則におきましては、既存の特定工場において生産施設の面積の変更が行われるときの、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積を算定するための式を規定しております。なお、この条例は平成24年4月1日から施行したいと考えております。

<市長> 水道局お願いします。

<水道局長> 議案第22号、新居浜市公営企業利益準備金の処分に関する条例を廃止する条例の制定についてのご説明をいたします。

議案書の84ページをお開き下さい。平成23年5月2日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「第1次一括法」が公布され、地方公営企業法

が一部改正されたことにより、毎事業年度生じた利益の処分については、地方公営企業法第32条第1項の規定による場合、すなわち欠損金をうめる場合を除いて、議会の議決を経て行うこととするため、公営企業利益準備金の処分について定めた本条例を廃止するものです。

次に、議案第34号、平成24年度新居浜市水道事業会計予算でございます。お配りしております、平成24年度 企業会計予算概要及び23・24年度企業会計予算対比表に基づき説明をさせていただきます。まず、「業務の予定量」は、給水戸数が、平成23年度末推計値から150戸増の53,477戸、年間給水量が、前年度比2.3%減となる年間約1,419万2千 m^3 、年間水道料金収入は、1.6%減の16億6,204万5千円、建設改良費は12億3,156万4千円を予定いたしております。主な建設改良事業は、配水池整備事業としていずれも2カ年で新山根配水池整備に3億7,450万円、船木配水池整備に1億9,950万円、管路台帳システム構築に1億4,200万円、水道施設監視システム更新に9億8,000万円のほか耐震対策として、滝の宮送水場耐震補強工事、加圧式給水車導入、可搬式エンジン発電機導入などを予定いたしております。また、国道11号新居浜バイパス関連、角野新田橋仮設橋添架及び、金栄大橋水管橋布設工事等に伴う耐震管布設替などの費用として、先ほどの12億3,156万4千円を予定しています。次に、対比表をご覧ください。「収益的収入及び支出」につきましては、事業収益が18億2,391万5千円に対して、経営に要する事業費用は18億601万4千円で、差引1,790万1千円の純利益を見込んだ予算となっています。「資本的収入および支出」につきましては、企業債、分担金など3億5,691万円の収入に対し、支出は、建設改良費、企業債償還金の15億2,630万2千円で、差引11億6,939万2千円の不足を損益勘定留保資金等で補てんすることとしております。水道事業会計全体といたしましては、支出ベースで、33億3,231万6千円とするものでございます。

続いて、議案第35号、平成24年度新居浜市工業用水道事業会計予算でございます。予算概要をご覧ください。「業務の予定量」は、23年度と同様に、住友企業3事業所へ年間1,598万3,800 m^3 といたしております。建設改良事業は、導・送水管の計画的な更新等の費用として、5,429万9千円を予定しており、主な内容としては、電気計装設備更新工事、住友化学への流量計更新工事などです。対比表をご覧ください。「収益的収入及び支出」につきましては、事業収益が2億4,068万7千円、事業費用は2億1,854万6千円で、差引2,214万1千円（税込み）の純利益を見込んだ予算となっています。「資本的収支」ですが、収入の予定はないため、建設改良費等の支出6,605万6千円の全額を、損益勘定留保資金等で補てんすることといたしております。工業用水事業会計全体といたしましては、支出ベースで、2億8,460万2千円とし、企業会計全体といたしましては、36億1,

691万8千円とするものでございます。

<市長> 以上のような内容でございますので、よく準備をしておいてください。当初予算、補正予算、水道会計を含めて建設、建設改良費で100億円ぐらいを計上しておりますが、安全安心が目的であります、積極的な予算になっております。人件費や公債費は前年より少しですが減少しておりますので、義務的経費を抑えながら建設事業を実施していくという予算であると説明をまいります。

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について

<市長> 議会答弁の進捗状況についてお願いします。総務部からお願いします。

<総務部長> 総務部からは2件について報告します。まず31番、滞納整理業務マニュアルの作成について強制徴収債権編については、平成23年11月25日開催の債権管理委員会で内容を審議し、12月28日に作成、平成24年1月24日に対象課6課21人の職員を対象に説明会を実施。今後、非強制徴収債権編についても作成予定です。次に、32番、延滞金の徴収については先ほど行われた総務部の定期監査の中で、「延滞金の徴収・免除については、法令等を順守した厳格な運用を指導周知し、遅延損害金については早期の対応を促すなどにより滞納債権が着実に減少することを検討されたい。」と指摘されております。対応がまだの部局は、システム改修と並行してできるだけ早い対応をお願いします。また、滞納債権の減少については、債権を管理する部局で、危機意識を持って、管理監督者による徹底した進行管理を行い、問題の先送りしない対応をお願いします。

<福祉部長> 子供の育ちへの支援としまして、食育推進計画の策定についてでございますが、健康都市づくり推進委員会食育専門部会を中心として、計画案の策定作業を行い、健康都市づくり推進協議会で検討後、市長に報告を行いました。その後パブリックコメントを実施し、平成23年11月28日に「新居浜市食育推進計画」を最終決定いたしました。本日計画書を配布いたしております。その結果、この項目については完了といたします。次に、保育所保育料の滞納整理について、子ども手当からの同意のあった世帯について直接徴収を開始しました。12世帯104万円でございます。次に保育サービスについて、休日保育夜間保育についてのうち、休日保育は平成24年度から新居浜八雲保育園において実施の予

定です。

<市民部長> 市民部からは、4件報告いたします。

まず、32番の市民サービスについてでございます。昨年に引き続き今年も、3月28日木曜日から30日の金曜日までの19時15分まで市民課の窓口延長、及び4月1日日曜日の8時30分から17時15分まで市民課、地域福祉課、介護福祉課、児童福祉課、国保課、学校教育課で臨時開庁を実施し住民異動に関する手続きを行えるようにいたします。次に、35番、空き家対策につきましては、11月に全戸調査が終了し、現在庁内関係各課で調査結果の確認を行っております。年度内には、調査結果の活用方法と今後の対策を検討するための検討委員会の設置を行いたいと考えております。次に、40番、防災、防犯体制についてでございます。情報伝達についてのうち、エリアメールの運用につきましては、23年7月のNTTドコモに続き、ソフトバンクとAUが1月末から同様のサービスを開始しましたので、申請手続きを行いました。

次に、45番、避難所運営ゲーム（HUG）の導入につきましては、教材を購入し、防災安全課において、進め方の研究をしており、今後出前講座や防災訓練の中で活用していく体制ができましたことから完了としたいと考えております。

<環境部長> 環境部からは2点、まず、11番「地球温暖化防止対策について」は、平成23年度から25年度の3か年で、地球温暖化防止対策地域計画の策定を進めており、温室効果ガス削減目標値の設定や削減に向けた取り組みを検討します。次に、19番「都市計画税についてのうち公共下水道認可区域の拡大」は、平成23年12月2日に開催された新居浜市都市計画審議会でも下水道の変更案が承認され、同月27日、都市計画を変更したので、現在、下水道建設課で事業計画の認可変更案の縦覧を行っており、3月末までに変更認可を取得する予定です。

<建設部長> 建設部からは、1項目について説明をいたします。

項目番号14番「国領川緑地の再生整備」についてでございます。当事業は、平成21年度から三か年の計画で、今年度が最終年度で、事業完了を予定いたしておりましたが、その後、交通公園跡地の整備や、テニスコートの追加整備を行うこととなり、完了時期が、24年度にずれ込むこととなりました。利用団体の活動状況や、芝生の植え付け時期を考慮して、24年度の夏場には、完成する予定です

<水道局長> 新山根配水池について、中央防災会議及び四国地方整備局による東南海・南海地震等における地震外力の影響について、本市においても大幅な変更はない見込みでございます。また、1月に愛媛大学高橋教授と協議をした結果、中央構造線の評価も変わらないことを確認しこれらの結果、平成23年度は地盤改良工事に着手し、平成24年から本格的な配水池築造工事に着手したい。また、事業着手に当たり、2月9日角野新田自治会、種子川自治会の地元自治会で経過報告、工事内容及び事業工程について説明を行いました。

<教育委員会事務局長> 雑誌スポンサー制度の導入について、新居浜市広告事業実施要綱に基づき、図書館の雑誌スポンサー制度の導入について検討するものですが、今年1月に開催されました図書館運営懇談会において説明し、検討しております。徳島県立図書館の現地視察を行い、今後、先行自治体の事例を調査研究し、要綱等の作成に着手してまいりたい。

<市長> 何か質問はありませんか。
他の、課題の進捗状況についても検討しておいてください。

(3) 平成24年度施政方針（案）について

<市長> 平成24年度施政方針（案）について企画部から説明をお願いします。

<企画部長> 平成24年度施政方針（案）につきましては、2月1日の庁議におきまして修正の依頼をいたし、その後調整をし、最終案を作成いたしました。すでにその案はお手元にお配りいたしておりますので、個々の内容の説明は省略させていただきますが、本日の午前中まででしたら変更が可能ですので尚、再度確認をお願いします。

<市長> 確認をお願いします。

3 連絡事項

<市長>

連絡事項に移ります。

「平成24年度の定員管理計画について」総務部から説明をお願いいたします。

<総務部長>

平成24年度の定員管理計画について、説明いたします。

平成24年4月1日の職員数につきましては、結果的には、平成23年度当初の898人と比較して、1人減の897人となっております。今回、職員採用計画におきましては、技術職、専門職を含め、今後の執行体制を考慮し、平成24年4月の職員数を905人と設定したことから、当初予定を大きく上回る新規採用職員30人を確保したところでございます。しかしながら、慈光園の指定管理への移行延期に加え、年度後半における予定外退職、国への新たな派遣要員の発生、採用辞退等によりまして、前年度職員数の確保も難しくなったというのが実態でございます。今回、各部局から47人の増員要望がありましたが、一部の課所での増員しか出来ていない状況になっております。また特に、慈光園の委託延期による影響への対応としましては、再任用短時間職員を有効配置することにより、適正な執行体制を確保したいと考えておりまして、具体的には、暫定措置として、再任用短時間職員2人を正規職員1人に置換え配置することで、定員減に対応することとしております。今回、4課所が対象となっております。それでは、部局ごとに変更のあった課所について説明しますが、各部局長におかれましては、限られた人材を、より効果効率的に活用していただくようお願いいたします。なお、今年度は、8月1日付けで職員採用があったため、8月1日現在の職員数からの定員の増減として説明いたします。企画部については、情報政策課が新基幹システムの更新に関する事務の終了により1人の減員と選挙管理委員会との業務の併任により1人、合わせて2人の減員とします。総務部については、人事課を1人減員し、長期休職者2人を人事課付とします。また、管財課が2人の減員、資産税課が2人の減員、収税課は愛媛地方税滞納整理機構への派遣要員として1人の増員、債権管理対策室が新たな債権への対応や公売等の業務対応として1人の増員とします。なお、資産税課については、再任用短時間職員を2人配置予定とします。福祉部については、生活福祉課がケースワーカー要員として1人の増員、介護福祉課が認定事務や事業所指導等の増に対応するため1人の増員、児童福祉課については課付け保育士の育児休業終了により1人の減員、国保課は1人の減員、東新学園は1人の増員とします。市民部については、市民活動推進課は1人の減員、防災安全課は防災対策

の強化として1人の増員とします。なお、市民活動推進課については、再任用短時間職員を2人配置予定とします。環境部については、環境保全課が1人の減員、環境施設課が技術管理者要員として1人の増員とします。なお、環境保全課は、新たな業務への対応として、再任用短時間職員を2人配置予定とします。経済部の各課所については、8月1日現在の職員数と増減はありません。建設部については、都市計画課が地籍調査や被災地支援対応要員として2人の増員、区画整理課が業務量の減により3人の減員、道路課が1人の減員、建築指導課が1人の増員とします。選挙管理委員会事務局については、企画部で説明しましたように、併任の関係で1人の増員としております。教育委員会については、社会教育課が育休の加配引上げのため1人の減員、小学校が調理員の不補充により1人の減員とします。消防本部については、2人の増員とします。水道局については、総務課が産休・育休の加配として1人の増員、工務課が配水池建設等の対応として1人の増員、水源管理課が1人の減員とします。なお、水源管理課は、再任用短時間職員を2人配置予定とします。出納室、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、港務局及び土地開発公社については、職員数の増減はありません。以上説明しましたが、予定外退職等により正規職員の配置が変更される場合もあるので、了解をお願いしたい。また、不明な点は、人事課へ問い合わせをお願いします。なお、部局内での課の人員は、部局長の権限で変更して構いませんが、変更内容を人事課へ文書で2月21日までに提出をお願いします。

<市長> 以上のような内容です。全体の数には限りがありますので、その中で対応をしていただくということですが、何かご質問はありませんか。
あらかじめの議題は以上ですが、何かございませんか。

別子山地区の第3セクターによるごみの不法投棄問題につきましては、副市長をトップとする委員会を設置して対応していただきます。不法投棄、焼却そのものが問題ですが、これに対する市の対応、内部の連絡体制についても不備があったということでございます。

今後は報告・連絡・相談の「ほうれんそう」の徹底をお願いしたい。

以上で会議を終了します。